議案第70号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための 関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例を別紙のとおり 改正する。

令和元年8月30日提出

亀山市長 櫻井 義 之

別 紙

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための 関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す る条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(亀山市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 亀山市職員の分限に関する条例 (平成17年亀山市条例第 25号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(亀山市職員給与条例の一部改正)

第2条 亀山市職員給与条例 (平成17年亀山市条例第43号) の 一部を次のように改正する。

第12条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

第44条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法 第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、 若しくは失職し」を削る。

第45条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第47条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法 第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号 中「、若しくは失職し」を削る。

(亀山市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 亀山市職員退職手当支給条例(平成17年亀山市条例第46 号)の一部を次のように改正する。 第17条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(亀山市消防団条例の一部改正)

第4条 亀山市消防団条例 (平成17年亀山市条例第148号) の 一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に 改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第6条第2項第1号中、「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

(亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正)

第5号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年亀山市条例第23号) の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第 34条の20第1項第3号」に改める。

(亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部改正)

第6号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成27年亀山市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第14条及び第15条中「、若しくは地方公務員法第16条第 1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。 第17条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場 合を除く。)」を削る。

附 則

この条例中第1条から第4条まで及び第6条の規定は令和元年12 月14日から、第5条の規定は公布の日から施行する。